

各市町村長 様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第19回本部会議」
における決定事項について（通知）
日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただいている
ことにお礼を申し上げます。

道では、全国的に感染が拡大する中、大規模イベントにおいて、全国的な移動
を伴うこと等により、一部地域の感染リスクが拡散する可能性があることから、
このたびの政府の決定も踏まえ、イベント等の開催制限について、当面8月末ま
での間、収容率50%、人数制限5,000人を維持することを決定するとともに、道内外の感染状況を踏まえて、事業者や道民の皆様に改めて注意喚起を行う
こととしました。

つきましては、貴市町村におかれても、このたびの道の決定内容について、ホ
ームページ等を活用し、広く周知いただくとともに、イベント等の開催制限につ
きましては、別添により貴市町村内関係団体等に周知いただくようお願いしま
す。

記

1 イベント等の開催制限について

(1) 当面8月末までの間、参加人数は、屋内イベント・屋外イベントとともに5,
000人以下（屋内は収容率50%）とし、業種別のガイドラインを遵守す
るほか、別紙1「イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者への
お願い」に十分注意の上、イベントを開催いただきたいこと。

なお、収容率の考え方については、別紙2「令和2年（2020年）7月1
0日付保総第799号通知」をご参照ください。

(2) 祭り等（祭り、花火大会、野外フェスティバル等）の行事の開催については、引
き続き、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握
が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討いただきたいこと。

また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であり、参加者
がおおよそ把握できるものについても、適切に対応いただきたいこと。

2 その他の注意喚起事項について

(1) 札幌すすきの地区の接待を伴う飲食店における集団感染等を踏まえ、接
待を伴う飲食店に対して、ガイドラインの遵守等を徹底していただくこ
と。

また、道民の皆様に対して、飲食店を利用する際は、「新北海道スタイル」
の取組を実践している店舗を選んでいただくこと。

さらに、接待を伴う飲食店の従業員の方やこうした店舗を利用された方
に対して、積極的に保健所等へ相談していただくこと。

(2) 7月から9月にかけては、最も来道者が多くなる時期であることから、
来道者の方々に対して、道内滞在中は「新北海道スタイル」を実践してい
ただくこと。

(3) 全国における感染拡大を踏まえ、道民の皆様に対して、感染が拡大して
いる地域を訪問する際には、訪問地での呼びかけに注意するとともに、訪
問された場合も、滞在中の行動には制約があるということなどを考慮し、
訪問の必要性、訪問場所などを改めて検討いただくなど、感染が拡大して
いる地域への往来については、慎重に判断いただくこと。

イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者へのお願い

➤ イベントの開催に当たっては、下記の事項にご留意をお願いしますとともに、感染拡大防止の取組について、参加者の協力が得られますよう、参加者への事前周知を行っていただきますようお願いします。

イベント開催時の留意点

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ 開催前に、イベント参加者に国の接触確認アプリ『ココア』をインストールしていただくよう促すこと。また、『北海道コロナ通知システム』を積極的に登録するとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用していただくよう促すこと。
- ・ 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えていただくよう呼びかけること。
- ・ 開催前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。

◇ 施設管理者又はイベント主催者における事前相談のお願い ◇

全国的な移動を伴うイベント、又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、イベントの開催要件などについて、道庁に事前の相談をお願いします。

保 総 第 7 9 9 号
令和2年（2020年）7月10日

各市町村長 様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策に関する段階的緩和のステップ3

への移行に当たっての留意事項について（通知）

道では、感染症に強い北海道の構築に向け、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を定め、イベント等の開催制限等を段階的に緩和することとしていますが、感染拡大の兆しが見られないことから、同基本方針に基づき、7月10日（金）からステップ3に移行することとしました。

つきましては、次の点について留意されるよう、別添通知文により貴市町村内関係団体等に速やかな周知をお願いします。

記

○ イベント等の開催制限

参加人数の上限について、屋内イベント・屋外イベントとともに1,000人以下（屋内は収容率50%）から5,000人以下（屋内は収容率50%）に要件を緩和するが、業種別のガイドラインを遵守するほか、別添「イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者へのお願い」に十分注意の上、イベントを開催いただきたいこと。

なお、収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いていただきたいこと。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分確保するという基準を用いていただきたいこと。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 総括・広報班 電話：011-206-0143